

「一期一会の会」

規 則

平成27年8月17日

「一期一会の会」規約

第1条 (名称及び所在地)

本会は、「一期一会の会」と称し、主たる住所を鹿児島市におく。

第2条 (会の目的)

本会は、より良き日本の未来を作っていくために寄与し、あわせて、衆議院議員・参議院議員・地方議会議員及びその候補者を推薦・支援・後援することにより、日本国民の平和と発展の向上をはかり、また、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会、勉強会等の開催。
- 2 会報等の発刊及び配布。
- 3 関係諸団体との連携。
- 4 その他、本会の目的達成のため必要な事業。

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (運営)

- 1 本会は数名の理事をおく。
- 2 理事は年に一度の理事会を開催し、理事長及び副理事長を選任し、更に、会の運営をスムーズに行うべく、運営委員会を設置し、次の役員をおく。会長 1名・副会長 若干名・幹事 若干名・会計責任者 1名・監事 2名
- 3 運営委員会は、年に一度の総会を開催しなければならない。

第6条 (理事及び役員の選出及び任期)

- 1 会の設立に於いて理事は、設立メンバーにて構成する。
- 2 理事の選出は理事の推薦を受け、理事会にて選出する。
- 3 運営委員会の役員は、理事又は総会の推薦を受け、理事会にて選出する。
- 4 理事及び役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (運営委員会の運営等)

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 3 会長は、各会議の議事録を理事会に遅滞無く報告する義務を負う。
- 4 理事は、運営委員会の独立性を妨げる行為を行ってはならない。
- 5 理事は、運営に対して意義ある場合は理事会の決議をもって、運営委員会に意見を述べる事が出来る。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費及び寄付金とその他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経費につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、理事会において決定する。また、運営委員会は総会の決議をもって、規約の改廃の意見書を理事会に提出することが出来き、理事会はその趣旨を尊重しなくてはならない。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、理事会にて決定する。

附則

本規約は、平成27年8月10日より実施する。
第一回改定 平成27年8月17日より改定する。